

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 3 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から50年3月まで

20歳になって、すぐに納税組合の役員を通じて国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。両親と私の国民年金保険料を、母の立会いの下に納付していたので間違いない。

一緒に納付していた両親の納付記録があるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した当時に国民年金に加入したと主張しているところ、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は20歳に到達した翌月の昭和48年\*月に払い出されている上、市の被保険者名簿には、「組」と表示がされており、納付組織等を通じて納付していたことが推認できることから、申立人の主張には信憑性<sup>ひよう</sup>がうかがえる。

また、申立人は、両親の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その両親については、申立期間の保険料はすべて納付済みとされている上、同一世帯に居住しており、納税組合の集金で一緒に納付していたとする申立人のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の申立期間は1回であり、申立期間以外の残余の期間はすべて国民年金保険料が納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例の承認を受けていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

市の広報紙などを見た実家の両親から、学生納付特例について教えてもらったので、平成12年の6月か7月ごろにA区役所で平成12年度の学生納付特例の手続をした。

ねんきん特別便で申立期間が未納とされていることを知るまでは、学生納付特例が認められているものと思っていた。申立期間が学生納付特例ではなく未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の20歳に到達した平成11年\*月から12年3月までの期間について、申請免除の手続を行い免除期間として承認を受けしており、申立期間後の平成13年度においても学生納付特例の手続を行い、承認を受けているなど、国民年金の各種手続を適正に行っていることから、申立人の国民年金制度に関する理解の深さがうかがえる。

また、上述のとおり、申立期間の前後が申請免除と学生納付特例の承認を受けていること、及び申立期間当時、申立人が大学生であり、住所変更等もしていないことを踏まえると、学生納付特例が承認されなかったことも考え難い。

さらに、申立人は「平成12年ごろ、市の広報紙などを見た実家の両親から、学生納付特例の制度について教えてもらったので手続を行った」と申述しているところ、事実、実家のある市では、平成12年5月の広報紙に、学生納付特例についての記事が掲載されていることから、申立人の主

張には信憑<sup>びよう</sup>性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料について学生納付特例の承認を受けていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

平成8年7月から13年11月までの期間は、家庭の事情で国民年金保険料が納付できない状況だったので、毎年、夫婦と一緒に保険料の免除申請を行っていた。12年5月ごろも、夫婦と一緒に保険料の免除申請を行った。

夫婦と一緒に保険料の免除申請手続きをしたにもかかわらず、私の申立期間だけが免除になっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年5月ごろに、夫婦一緒に平成12年度分の国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているところ、事実、社会保険庁の記録では、その妻は同年5月に保険料の免除申請が行われ、免除の承認を受けている上、申立期間を除いた前後の9年度から11年度までの期間及び13年度の保険料の免除申請は、夫婦で同一年月日に行われていることから、申立人のみが申立期間の免除申請が行われていないことは不自然である。

また、申立人は、申立期間当時、その妻と同一世帯であったこと、及びその妻が当該期間の国民年金保険料の免除の承認を受けていることなどを踏まえると、平成12年度当時の免除基準に照らしても、申立人のみが申立期間の免除の承認が受けられなかったことも考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、平成12年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から12年4月1日まで

A社の厚生年金保険加入記録は平成11年2月1日までとなっているが、間違いなく12年3月末まで勤めていた。妻の年金記録もこの間は国民年金第3号被保険者になっている。この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成11年2月1日以降においても継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は平成12年9月1日であり、その処理が同年11月6日になされているところ、申立人の被保険者資格喪失の処理は、同日に11年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で、同年2月1日までさかのぼってなされていることが確認できるほか、同事業所の申立人以外の1名の者についても、同年11月6日に9年9月1日までさかのぼって被保険者資格喪失の処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成11年2月1日に資格を喪失した旨の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、申立人の申述内容及び申立人の国民年金並びに国民健康保険の被保険者資格取得日から12年4月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、訂正処理が行われる前の標準報酬月額である平成11年10月の社会保険庁における定時決定の記録から、20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年6月まで

平成5年8月に会社を退職したが、6年ごろに国民年金の加入手続もしていないのに、市から納付書が届き市民税と一緒にまとめて市役所の窓口で10万円ぐらい納付した。

領収書等、保険料を納付したことを証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、平成9年1月の基礎年金番号制度の導入前については、国民年金に加入した場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、基礎年金番号制度が導入された同年1月以降、申立期間にさかのぼって国民年金に加入手続がされたものと推認されることから、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、会社を退職して平成5年9月に国民健康保険に加入はしているものの、国民年金の加入手続をした記憶は無いと申述していることから、国民年金に未加入の者に対して市が国民年金保険料の納付書を送付することは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 47 年 3 月までの期間、平成 5 年 5 月、同年 7 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月から 6 年 1 月までの期間及び 7 年 2 月から 10 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 47 年 3 月まで  
② 平成 5 年 5 月  
③ 平成 5 年 7 月から同年 10 月まで  
④ 平成 5 年 12 月及び 6 年 1 月  
⑤ 平成 7 年 2 月から 10 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は親が納付していたと思っていたが、今は亡くなっており分からない。また、その後は元の妻が保険料を納付していたはずだが、詳細は分からない。なお、離婚後に免除の通知が来たが、免除はこれからの納付をしなくて良いものだと思ってしまい、そのまま納付をしなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身が国民年金の手続に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 7 月に払い出されており、この時点では申立期間の大部分が時効により国民年金保険料を納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間②から⑤について、その元の妻が国民年金保険料を納

付していたはずであると主張しているが、申立人と申立人の保険料を納付したとするその元の妻の昭和 47 年 5 月から平成 6 年 1 月までの保険料の納付行動はほぼ同一であることから、申立人の保険料のみ納付されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月まで  
昭和 41 年ごろ、子供ができたので自分で国民年金に加入した。納税組合の役員が集金に来て、妻と一緒に保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、その妻と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、昭和 46 年度分については、申立人は過年度納付しているところ、その妻は現年度納付しているため納付方法が異なっていること、47 年度分については、申立人は 6 か月ごとに、その妻は 3 か月ごとに現年度納付しているため納付月数が異なっていること、及び申立人とその妻と一緒に納付し始めたのは 48 年度以降であることから、申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 2 月に払い出されており、この時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して、申立期間中に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。